

# 医療法人糖心会べっぷ訪問看護リハビリステーション

## 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規定

### （事業の目的）

第1条 この規定は、医療法人糖心会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護訪問看護事業所「べっぷ訪問看護リハビリステーション」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ
- 3 指定介護よぼう訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前5項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 医療法人糖心会べっぷ訪問看護リハビリステーション
- (2) 所在地 京都府宇治市宇治半白17番地1 宇治プラザ202

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、主治医の指示に基づき、利用者に対する看護やサービス提供の場面で生じる事象を適時かつ適切に把握をする。また、適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう、利用の申込に係る調整及び従業者の業務の実施状況等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービス実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 看護師等常勤換算方法で2.5人以上

看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたる。

(3) 理学療法士

理学療法士は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき指定訪問看護（在宅におけるリハビリステーション）を担当する。

(4) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

営業日	月曜～金曜
営業時間	8時30分～17時00分
※営業しない日	土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日

※緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算を契約された利用者に対しては、24時間体制にて電話でのご相談及び必要時緊急訪問をします。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、宇治市・城陽市の区域とする。

(その他の地域については、要相談とする。)

(サービスの提供方法)

第7条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護

予防訪問看護) サービスを実施する。

- (2) 利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問指示書の交付を求める。また、利用者の主治医がない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター地区医師会などの関係機関と調整し対応する。
- (3) 訪問看護(介護予防看護) 報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護指示書の交付を受ける。

(サービスの内容)

第8条 訪問看護(介護予防訪問看護) サービス内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察、健康相談(血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備)
- (2) 日常生活の看護(清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など)
- (3) 医師の指示による医療処置(褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談)
- (4) リハビリテーション(関節の運動、筋力低下予防、呼吸・心臓リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練)
- (5) 認知症の看護(認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言)
- (6) ターミナルケア
- (8) 精神的支援をはじめ総合的な看護
- (9) その他(家族や介護者の心配・悩み事の相談、他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談)

(利用料その他費用の額)

第9条 訪問看護(介護予防訪問看護) サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。また、介護保険支給限度額をこえての利用料は10割負担となる。健康保険の場合は診療報酬の額による。

2 第6条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えた場合500円とする。そのほかの実費徴収は、死後の処理料10,000円とする。

3 正当な理由がなく訪問看護サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については別添料金表のとおりとする。

4 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 従業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時等における対応方法)

第 11 条 利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあつては地域包括支援センター）、市町村及び京都府等に報告するものとする。

2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(相談・苦情への対応)

第 12 条 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、相談・苦情等が発生した場合には管理者に報告するものとする。

2 利用者又はその家族からの相談・苦情等を受け付けた場合には、当該相談・苦情等の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止)

第 13 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行なう。

1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、委員会を定期的に開催する。また、予防及び早期発見を徹底するための指針を定め、全ての職員は指針に従い業務を遂行する。

2 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。

3 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

4 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 14 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じる。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 2 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じる。

- 1 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。
- 2 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 17 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(従業者の研修等)

第 18 条 事業所は、従業者の質的向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

	採用時研修	継続研修
--	-------	------

業務継続計画（BCP）	採用後2か月以内	年1回以上
高齢者虐待防止研修	採用後2か月以内	年1回以上
ハラスメント研修	採用後2か月以内	年1回以上
質向上のための研修	採用後1年以内	年1回以上

（その他）

第19条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、別に定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

改訂日	内容
令和6年3月31日	ハラスメント研修の内容更新
令和6年9月30日	質向上研修の内容更新
令和6年10月23日	規定内容見直し
令和7年4月5日	従業者の人員数 従業者の研修項目見直し
令和8年4月8日	従業者の人員数
令和8年4月11日	従業員の人員数削除